

オーテピアにおける点字図書館・公共図書館の連携について

発表者 伊藤 嘉高

所属機関名等 オーテピア高知声と点字の図書館

図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）として、録音図書¹等のバリアフリー図書や機器の配置や、利用者が希望する図書等をボランティアが読み上げる対面音訳（対面朗読）があるが、多くの公共図書館では十分な障害者サービスを提供できているとは言いがたい現状にあり、全国的にかなり差がある²。

高知県高知市にある図書館等複合施設オーテピアでは、公共図書館の高知図書館（高知県立図書館・高知市民図書館本館）と点字図書館³である高知声と点字の図書館とが、所蔵資料による役割分担をして、連携してサービスを行っている。具体的な連携事例について、今後の課題と合わせて紹介する。

【役割分担】

- ・著作権法により利用者が限定されるバリアフリー図書（点字図書・録音図書・マルチメディアダイジェスト図書等）に関連するサービス ⇒ 高知声と点字の図書館
- ・利用制限のないバリアフリー図書（大活字本、LLブック、布の絵本等）に関連するサービス⇒高知図書館

【連携事例】

- ・視覚障害者等サービス利用登録（両館共通様式で情報共有）
- ・対面音訳サービス（両館共同で実施）
- ・福祉施設への貸出（図書館の本+点字図書館の読書支援機器）
- ・バリアフリー機器の展示
- ・人事交流
- ・出前図書館、出前講座等のPR活動（両館共同で実施）

【課題】

- ・視覚障害者への対応＝「点字図書館」という意識になりやすい
- ・視覚障害者以外のサービスへの対応が難しい



¹日本点字図書館 録音図書について

<https://www.nittento.or.jp/about/scene/recording.html>

²日本図書館協会障害者サービス委員会「図書館利用に障害のある人々へのサービス（障害者サービス）基準 公共図書館編β版（試案）」

http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/dokubari_kijun_beta.html

³身体障害者法第34条に基づく視聴覚障害者情報提供施設の一つである。視覚だけでなく、発達、肢体不自由等の障害により、書籍を視覚（目からの情報）で認識・理解することが困難な方が利用対象である。全国的に点字図書よりも録音図書（ダイジェスト図書）が多い。図書館法に基づく図書館ではない。